

# 支 部 だ よ り

第128号 〈公26号〉 [平成27年12月13日発行]

HPアドレス <http://www.seibu-takuken.jp/> メールアドレス seibu@takuken.or.jp  
＜埼玉西部支部 TEL 049-222-2864 FAX 049-222-5245＞

初冬の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より、支部事業活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

「支部だより」第128号を発行致しました。皆様のご意見、ご感想をお寄せ下さい。

**平成28年度第5回支部理事会** [理事数48名、監事数2名内、出席数44名、委任状6名] が、平成27年12月10日（木）15時より、支部会館にて開催されました。

平成28年度支部事業計画書（案）、地区開催事業、市町不動産無料相談所の開催日程、地区別支部理事、支部監事候補者推薦名簿等について、並びに平成28年度収支予算書（案）、について審議されました。支部定時総会議案として、会員皆様に提案させていただきます。

また、11月に「平成27年度法令遵守指導」実施（212名）させていただきました。  
対象会員の皆様にはご協力いただきましてありがとうございました。

**平成28年度支部定時総会**は、平成28年2月4日(木)16時より、川越東武ホテルにて開催致します。つきましては、1月中旬「支部定時総会開催通知」・「支部定時総会議案書」及び「総会出欠(委任状)ハガキ」を、信書(郵便)にて送付させていただきます。「総会出欠(委任状)ハガキ」を1月21日(木)必着にて、ご送付くださるようお願い申し上げます。

◆平成28年1月は、各地区において「地区全体会議」及び「地区新年賀詞交歓会」が開催されます。日程は下記のとおりです。

【ふじみ野・1/19(火) 川越・1/15(金) 西入間・1/14(木) 東松山・1/16(土)】

平成28年度も4地区〈ふじみ野・川越・西入間・東松山〉にて、支部における地区開催事業として、地域に密着した事業活動を計画しておりますのでご参加願います。

## 【平成28年度支部定時総会】

- ◆ 日 時 平成28年2月4日(木)16時00分
- ◆ 会 場 川越東武ホテル
- ◆ 議 案 報告事項 支部規則施行細則・諸内規の一部改正の件  
審議事項 第1号議案 平成28年度事業計画書(案)承認の件  
第2号議案 平成28年度収支予算書(案)承認の件  
第3号議案 役員改選の件

※総会に出席される方は、「支部定時総会議案書」を必ずご持参ください。

## 【平成28年新年賀詞交歓会】

- ◆ 日 時 平成28年2月4日(木)17時30分～19時30分
- ◆ 会 場 川越東武ホテル
- ◆ 定 員 200名（1社2名まで）定員になり次第締め切らせていただきます。
- ◆ 申込先 埼玉西部支部 FAX 049-222-5245 (申込は支部までFAXにて)

※詳細は、総会のご案内(郵便)に同封にて送付いたします。

[入会者] (平成27年10月13日～平成27年12月12日)

	商号・名称	代表者名	事務所所在地	TEL	FAX
1	(有)瀬上興業	瀬上 和男	比企郡滑川町大字伊古 1122	0493 56-2737	0493 56-3401
2	(株)レアル	門平 正	坂戸市日の出町 10-2 早川ビル 1 階	049 227-6449	049 227-6568
3	日本恒産(株)	山内 光夫	富士見市鶴瀬東 2-2-26	049 293-2842	049 293-2843

[退会者] (平成27年10月13日～平成27年12月12日)

No.	商号・名称	地 域	理 由	No.	商号・名称	地 域	理 由
1	(有)インフォテック	嵐 山	廃 業	4	(株)恩田商店 駅前支店	坂 戸	支店廃止
2	ミサワホーム西関東(株) 埼玉西店	川 越	合併による 消滅	5	嘉祥ハウス	東松山	廃 業
3	(有)アイランド	富士見	廃 業	6			

会員数687名(平成27年12月12日現在)

<宅建業免許更新期限を迎える方>

宅建業免許更新、提出期間経過で免許失効!  
免許権者への提出期間は、  
 免許満了日の90日前から30日前まで  
 (協会経由: 100日前から50日前まで)  
 ※証紙は協会本部にて販売しております。

埼玉県への宅建業免許申請・届出の書式等は、  
 埼玉県建築安全課 HP から!

<アクセス方法>  
 埼玉県庁 HP→建築安全課→宅地建物取引業→  
 業者免許の申請・届出(書式ダウンロード)  
 ※支部経由の場合は、別途書類有、ご連絡を!

ご注意下さい!

最近、「ロードコーン」といわれる赤い円錐形の保安器具に不動産広告を貼り付けて路上に置かれているものを見かけます。これも電柱や交通標識等にビラや看板を掲出する行為と同様、屋外広告物法及び同法に基づく屋外広告物条例に違反する行為であり、許可なく行ってはならないものです。又、インターネット広告において「おとり広告」の事例が増加しております。このような広告は、不動産業界全体の信頼を失墜させるものです。  
 このような違法行為は絶対に行わないで下さい。

《協定書締結のお知らせ》

「坂戸市空き家バンク媒介に関する協定書」の締結が結ばれました。  
 締結日 平成27年10月21日(水) 会員の皆様のご協力をお願い致します。

◆業の廃止等を検討されている方は、支部までご連絡願います。4月1日以降になりますと、  
1年分の会費を納入していただくことになりますので早めのご対応をお願いいたします。

◆不動産法律相談会開催日程 於 支部会館 <10時～12時> 水曜日

平成28年1/13、2/10、3/9

ご相談をご希望される方は相談日の5日前までにお申し込み下さい。

◆協会HP及び埼玉県宅建NEWSには、重要なお知らせ事項が載っております。ご参照下さい。

会員直送便の実施月 2月・5月・8月を除く月(年9回)

◆支部事務所休業のお知らせ

12月29日(火)～平成28年1月5日(火) 来年も宜しくお願ひ致します。 以上